

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和2年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月22日

島根県監査委員	白 石 恵 子
同	加 藤 勇
同	大 國 羊 一
同	三 島 明

令和2年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>(1) 指定管理者制度導入施設について</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の影響の検証について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理料の額の変更については、県の指示による閉館時等の補填にとどまっている。しかし、施設は開館されたものの、いわゆる「三密」の回避や感染防止対策による入場制限、事業の中止・延期・縮小など、計画している収入を確保することが困難になっている状況が多く見受けられた。さらに、この影響は来年度以降も及ぶ可能性があり、基本協定締結時に予定していた事業の実施が困難とする意見も聞かれた。</p> <p>については、指定管理者制度導入施設における新型コロナウイルス感染症の影響について実態を把握し、基本協定書のリスク分担の解釈も含め、県と指定管理者で十分な協議を行うなど、適切に対応されたい。</p> <p>イ 指定管理料の額の変更について</p> <p>指定管理料の額の変更については、「指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上定める。」と基本協定に明記されているが、一部の指定管理者からは、県からの説明が十分でなく、変更金額の算定が適当であるのか、判断することが難しかったとの意見が聞かれた。</p> <p>については、各所管課において指定管理料の額の変更を行おうとする場合は、指定管理者に対し、変更金額の算定根拠を示した上で協議を行うよう、人事課及び財政課から各所管課に対して適切に指導されたい。</p> <p>(2) コロナ禍を契機とした「観光の変化」への対応について</p> <p>国宝の出雲大社・松江城、世界遺産の石見銀山、隠岐ユネスコ世界ジオパーク、日本遺</p>	<p>(1) 指定管理者制度導入施設について</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症の影響の検証について</p> <p>(人事課、財政課、該当所管課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症による指定管理業務への影響を、基本協定書に定める不可抗力の発生として取り扱うこととし、協定に基づき指定管理者と十分な協議を行う。</p> <p>なお、本協議の結果、指定管理料の増減が必要な場合は、令和3年度の指定管理料において調整する。</p> <p>イ 指定管理料の額の変更について</p> <p>(人事課、財政課)</p> <p>指定管理者との協定は各施設所管課が締結しているため、当事者として十分な説明に努めるよう、各施設所管課に対して、通知したところである。</p> <p>今後も説明会等において適切に対応するよう指導する。</p> <p>(2) コロナ禍を契機とした「観光の変化」への対応について</p> <p>((公社) 島根県観光連盟、(一社) 山陰インバウンド機構、観光振興課)</p>

産や大山隠岐国立公園などの豊かな自然や歴史・文化など、県内の魅力ある地域資源を活用した観光地域づくりと積極的な情報発信により、県内外からの観光客の増加を通じて、観光産業の活性化を図ることは大変重要である。

島根県観光連盟は、県の観光振興施策と連携し、こうした資源を活用した旅行商品の創出や、様々なメディアを活用したPR等により県内外からの誘客を促し、観光振興に寄与してきた。

一方、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数が大幅に減少したが、県の観光消費喚起対策事業「しまねプレミアム宿泊券」や国の観光支援事業「GoToトラベル」などにより、一定程度、観光客数の回復が見られたところである。

また、観光客の動向としては、旅行代理店での旅行商品の購入だけでなくWEBでの購入が増えていることや、交通手段についても航空機や列車等の利用に加えマイカー利用が増加するなどの、「観光の変化」が見られるところである。

については、観光連盟と所管課においては、これまでの役割分担の見直しも視野に入れて、「観光の変化」を分析し、更なる誘客に向けた新たな観光戦略の検討も行い、観光振興に取り組まれない。

また、山陰インバウンド機構においては、引き続き、観光連盟等の関係団体と連携して、国外に向けての山陰両県の観光情報を発信するなど、外国人観光客の誘客に努められたい。

(3) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の準備について

島根県体育協会は、昭和46年の設立以来、競技スポーツの普及や競技力の維持・向上に、島根県障害者スポーツ協会は、昭和54年の設立以来、障がい者のスポーツ活動の振興にそれぞれ貢献してきた。

令和12年度に島根県で開催される予定の第84回国民スポーツ大会及び第29回全国

新型コロナウイルス感染症拡大により、「3密」を避けた、安心・安全な旅やマイクロツーリズムなどのニーズが高まりつつある。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ、新たなニーズに対応した観光施策等に取り組んでいく。

また、インバウンドについては、新型コロナウイルスの感染拡大による渡航・入国制限により、海外からの誘客が困難な状況であるが、山陰インバウンド機構において、インバウンド需要回復期に向け、各県、市町村、観光協会、観光地域づくり法人(DMO)等の関係者と連携して、WEBやSNS等を活用し、国外に向けて山陰ならではの観光の魅力発信に努める。

(3) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の準備について

((公財)島根県体育協会、(公財)島根県障害者スポーツ協会、スポーツ振興課)

第84回国民スポーツ大会に向けた競技力向上は、県や体育協会は勿論、県教育委員会、民間企業も含め、総力を結集して取り組まなければならないことから、「競技力向上対策本部」を設置し、島根県競技力向上基本計画を

障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）は、県内におけるスポーツの振興と発展並びにスポーツを通じた豊かな人と地域づくりを進めるための絶好の機会であり、その成功に向けて、両協会と県は連携して、選手の育成・強化、指導体制の充実、大会会場の施設環境の構築など、競技力の一層の向上に取り組む必要がある。

そうした中、大会に向けた両協会と県の役割分担は必ずしも明確になっておらず、例えばトップアスリート養成の事業実施主体がどちらなのか、現時点では決まっていない状況である。

また、体育協会が指定管理を行う各施設は、総じて老朽化が進み、大会での利用はもとより、選手の練習会場としても十分な環境ではない施設が見受けられるところである。

については、大会に向けた両協会と県の役割分担を早急に決定するとともに、施設の整備についても、今後、関係機関との調整の上、計画的に進め、大会の成功に向けて着実に取り組まれない。

とりまとめ、組織体制の整備・充実など4つの柱を定めたところである。

この取組の柱には、それぞれ具体的な対策を設け、県と体育協会では、対策の分野や内容ごとに、或いは、競技種目ごとに役割分担をしながら進めていくこととしている。

県と障害者スポーツ協会が連携を図り、全国障害者スポーツ大会を開催した自治体等の状況も参考にしながら、役割分担について整理していく。

また、体育協会が指定管理を行う県立体育施設は、島根県公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、維持管理を行っており、適切にメンテナンスを実施している。国民スポーツ大会に向けた施設の整備については、開催競技施設を決定後、国体開催基準要項に定める施設基準に照らし合わせ、必要な改修等を計画的に進めていく。

II 個別

1 萩・石見空港利用拡大促進協議会

（所管課：交通対策課）

(1) 団体

【意見】

① 萩・石見空港の利用促進について

高速道路などの高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、地域振興や観光振興、県民の便利で快適な暮らしを実現するために不可欠である。

萩・石見空港利用拡大促進協議会では、平成25年度に国土交通省が募集した羽田発着枠政策コンテストで認められた東京線の2往復運航の維持に向けて、これまでに航空会社や県等と緊密に連携を図りながら、様々な利用促進に向けた取組を行ってきた。

こうした取組により利用者数は増加し、令和元年度に実施された令和2年10月以降の

① 萩・石見空港の利用促進について

萩・石見空港利用拡大促進協議会では、東京線の2往復運航の定着と大阪線の運航期間の拡大を目指し、萩・石見空港東京線利用促進対策会議や航空事業者（ANA）等と連携した利用促進の取組を行っている。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により航空需要は減退しているが、アフターコロナに向けて安定的な需要を創出する取組を引き続き行っていく。

特に、東京線の2往復運航定着に向け、地元市町の政策連携による首都圏等との都市間交流や関係人口の創出などの仕組みづくりを始めとし、地方への人の流れの拡大や持続可能

羽田発着枠配分に係る政策コンテストにおいても提案が採択され、令和5年3月まで東京線の2往復運航の継続が決定した。

一方、令和元年度末からは新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に航空需要が大きく落ち込んでいるが、感染症の収束が見えない状況にあっても東京線の2往復運航を守る取組は不可欠である。

については、東京線の2往復運航の定着化を図るため、引き続き県関係部局や地元と緊密に連携し、産業及び観光の振興、都市間交流や首都圏から応援する「関係人口」による人の流れの拡大、ビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要の確保に取り組まれない。

(2) 所管課

【意見】

① 萩・石見空港の利用促進について

県においては、東京線の2往復運航維持に向けて、山口県や協議会、島根・山口両県の商工・観光団体が参画する萩・石見空港東京線利用促進対策会議を中心に関係者間で緊密に連携を取りながら利用促進対策に取り組んでいる。

団体に対する意見で述べたように、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあるが、東京線の2往復運航の定着化を図るため、引き続き、団体の利用促進対策への支援を行い、関係部局や地元と緊密に連携し、産業及び観光の振興、都市間交流や首都圏から応援する「関係人口」による人の流れの拡大、ビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要の確保に取り組まれない。

な旅客需要の創出に取り組む。

引き続き、県や地元と緊密に連携、協働し、効果的な利用促進策を実施していく。

① 萩・石見空港の利用促進について

令和4年度には、発着枠配分路線における取組、成果等の検証が控えている。

そのため、団体が実施する利用促進対策への支援を継続しつつ、政策コンテストで掲げた「持続可能な地域づくり」、「助成等に頼り過ぎない利用促進への改善」の実現に向け、関係者間で連携して取組を進め、安定した需要の確保に繋げていく。

2 一畑電車沿線地域対策協議会

(所管課：交通対策課)

(1) 団体

【意見】

① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について

一畑電車沿線地域対策協議会は、平成18年度以降、インフラ所有権を移転しない上下

① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について

一畑電車沿線地域対策協議会では、令和3年2月に、令和3年度から7年度までの施設

分離方式に基づき施設整備の支援を行ってきた。また、平成23年度からは、「一畑電車支援計画」を策定し、計画的な鉄道施設整備等の費用負担により、新型車両の導入や線路・電路の整備、列車運行や災害に対する安全性の向上、快適性（乗り心地）の向上を図っている。

一方、一畑電車（株）も、ご当地キャラクター車両の運行や電車体験運転等による魅力発信を行うなど、利用促進に努めている。

こうした取組の結果、令和元年度は年間約145万人の利用者を記録し、目標である年間140万人の利用者を上回ったことは評価できる。

また、令和元年度末以降は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少が見られ、特に観光等での利用者の減少割合が大きいことから、協議会では、利用促進事業の延長が検討されていると聞いている。

については、新たな「一畑電車支援計画」に基づき、計画的な鉄道施設整備等の費用負担を行うとともに、今後とも、利用者の回復に向け、一畑電車（株）や沿線自治体と連携を図りながら効果的な取組を進められたい。

整備等にかかる「一畑電車支援計画」を策定した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により激減した利用状況等を考慮し、令和2年度までの取組としていた利用促進事業を1年間延長し、新たな沿線需要の開拓等を行うこととしている。

今後も、協議会を構成する県、松江市、出雲市や一畑電車（株）と連携し、宍道湖北岸の公共交通の確保を図るため、施設整備補助を通じた安全確保や利用促進の取組を積極的に進めていく。

3 （公財）しまね自然と環境財団 （所管課：自然環境課）

(1) 所管課

【意見】

① 三瓶自然館・三瓶小豆原埋没林公園の利用促進について

三瓶自然館は、開館から約30年が経過する中、入館者数は減少傾向が続いている。令和元年度はリニューアル工事による閉館の影響もあり、約8万3千人と平成13年の別館増設以来、過去最少となった。一方、附属施設の三瓶小豆原埋没林公園の入園者数も、徐々に減少し、令和元年度は約1万8千人となった。

そうした中、令和元年度、三瓶自然館は展示改修工事により火山時空シアターの新設など展示の充実が図られ、三瓶小豆原埋没林公

① 三瓶自然館・三瓶小豆原埋没林公園の利用促進について

平成28年度に、環境省の国立公園満喫プロジェクトのモデル公園の一つとして大山隠岐国立公園が選定され、三瓶自然館を当プロジェクトの中核施設として位置付け、令和元年度に自然館の展示改修や三瓶小豆原埋没林公園のガイダンス棟の整備を行った。また、令和3年度は自然館のビジュアルドーム環境向上や埋没林公園内の展示機能強化を行う予定としており、今後も魅力向上に向けた施設整備を計画していく。

引き続き指定管理者と緊密な連携を行いつ

<p>園にもガイドンス棟が整備された。</p> <p>一方、施設の運営については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、県内の小中学校を中心に、修学旅行等の新規需要が増加しており、入館者数の回復が図られているところでもある。</p> <p>については、今後、指定管理者と連携をさらに強化し、三瓶自然館及び三瓶小豆原埋没林公園の利便性や魅力の向上に努めるとともに、観光面においても積極的な活用を図りたい。</p>	<p>つ、国や県教育委員会、大田市観光部局、その他関係団体と連携し、修学旅行や観光客の誘致に積極的に取り組む。</p>
<p>4 (公財) 島根県障害者スポーツ協会 (所管課：スポーツ振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について</p> <p>島根県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの普及、振興を図る県内の中核的な団体であり、県の委託を受けて、全国障害者スポーツ大会への選手派遣や島根県障がい者スポーツ大会の開催等の事業を実施している。</p> <p>障がい者スポーツの活動支援では、地域において障がい者スポーツの普及に取り組む諸団体の活動費の一部を助成しているが、これらの団体の活動は、地域における障がい者スポーツの裾野の拡大に寄与するものである。</p> <p>近年、障がい者スポーツにおいては、スポーツ大会の参加者が高齢化、固定化し、また、大会参加者数が減少傾向にある。</p> <p>これらの課題の解決には、障がい者スポーツの普及に取り組む諸団体への長期的な活動支援が必要と考えるが、活動費の助成については、現在の協会の限られた自主財源では諸団体の要望に必ずしも十分に応えられていない。</p> <p>については、障がい者スポーツの普及に取り組む諸団体への活動費の助成など、長期的な視点に立った障がい者スポーツの普及・支援事業を推進するとともに、賛助会員の会費等の自主財源の確保にさらに努め、トップアス</p>	<p>① 障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について</p> <p>障がい者スポーツの普及に向けて、諸団体への活動費助成やトップアスリートの発掘等を更に充実・強化を図り、その資金を捻出するために、賛助会員企業の開拓や賛助会費の募集期間延長等を実施し、更なる自主財源確保に努める。</p>

<p>リートの養成を含めて取組を進められたい。</p>	
<p>5 (株) 島根県食肉公社 (所管課：農畜産課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 経営安定化について</p> <p>島根県食肉公社は、昭和55年の設立以来、安全な食肉の安定供給と肉畜生産の振興に貢献してきた。</p> <p>近年、食肉の安全・安心意識の高まりや、地産地消が進展する中で、平成14年度以降、少額ではあるが、おおむね単年度利益を確保してきている。</p> <p>また、課題である人材確保については、外国人技能実習生を受け入れ、「食肉加工処理」の技能、技術及び知識を習得等してもらいながら、必要な労働力の確保を図っているところである。</p> <p>今後とも、人材の安定確保を図りながら黒字経営を継続し、将来の設備投資に備え、内部留保資金の確保に努められたい。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 経営安定化について</p> <p>公社の健全経営を維持するため、県は、四半期ごとに開催される経営プロジェクト会議に参画するなど、「経営計画」の進捗管理を行っている。</p> <p>今後とも、公社の自立した経営に向けて、関係機関と連携して支援に努められたい。</p>	<p>① 経営安定化について</p> <p>平成14年度以降、安定して単年度利益は確保出来ているが、人材確保が課題となっており、現在海外技能実習制度の活用によりベトナム人技能実習生12名(うち2名は特定技能、2名は特定活動)と、令和3年10月には新たに4名応募の入社を予定している。</p> <p>高校での新卒採用も募集高校の範囲を広げ、企業ガイダンス等のイベントにも参加するなど積極的な活動を通して企業のPRを行い、海外技能実習生の採用とバランスを取りながら、計画的に資金確保・設備投資を実施することにより、黒字経営の継続に努める。</p> <p>① 経営安定化について</p> <p>公社の自立経営に資するよう、肉用牛の生産拡大や養豚の伝染病対策に取り組む。</p>
<p>6 (公財) ホシザキグリーン財団 (所管課：水産課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 宍道湖自然館のあり方の検討について</p> <p>宍道湖自然館は、開館から約20年が経過する中、入館者数は減少傾向にあったが、この数年は伸びてきている。令和元年度の入館者数は約13万9千人で、近年では平成19</p>	<p>① 宍道湖自然館のあり方の検討について</p> <p>指定管理者と連携し、宍道湖自然館の魅力向上に努める。</p>

年度の約15万人に次ぐ人数となり、入館料収入も開館時を除き過去最高額となった。これは、年間パスポート者への対応、財団が運営する宍道湖グリーンパークとの連携、さらには指定管理者の財源による「シラウオ水槽」の整備等、指定管理者による集客増に向けた努力によるものと思われる。

については、令和3年度に開館20周年を迎えることから、体験学習型的水族館としての役割に加えて、観光施設としての側面も含めて、中長期的な視点により施設のあり方について検討し、指定管理者と将来ビジョンを共有するなど、指定管理者と所管課がさらに連携を強化し、宍道湖自然館の魅力の向上に努められたい。